

第10回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金） 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 8番 梶谷重幸

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第41号 令和3年秋季農作業労賃標準額の決定について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農用地利用集積計画（案）について

議案第44号 農用地利用配分計画（案）について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 28 号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 3 年第 10 回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は 1 名欠席という事ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、3 番阿部委員、4 番橋本委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 3 年 8 月 23 日（月） 常設審議委員会

農業委員会会長協議会役員会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 41 号「令和 3 年秋季農作業労賃標準
額の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 41 号「令和 3 年秋季農作業労賃標準額表」について説明させていただきます。
議案 1 ページから 2 ページです。
例年ですと農政専門部会において、今年度の秋季農作業労賃標準額について審
議いたしますが、8 月の改選後、こちらの不手際で、現在農政専門部会の部員
が決まっていませんでした。このたび、鳥取県の最低労働賃金が 821 円とな
り春季の一般労務が 820 円でしたので、会長に相談させていただき、
秋季の一般労務は最低労働賃金を超えるようにし、10 円未満を切り上げ 83
0 円としております。他の賃金は変更しておりません。2 ページに案が記載さ
れておりますのでご審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。ない
ようですので、それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第４１号は、原案のとおり承認されました。つづきまして議案第４２号「農地法第３条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

事務局 議案第４２号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明させていただきます。議案の３ページです。

(番号１～３)

１～３は一体の案件でございますのでまとめて説明させていただきます。

譲渡人は湊町のＡさん、Ｂさんと外江町のＣさんで、譲受人が幸神町のＤさんです。

申請地を売買により所有権移転し、農地として使用したいという申請内容です。土地の所在は、いなの北西に位置する境港市外江町５筆、すべて畑で、合計４，０７０㎡で調整区域内にあります。地図は５ページです。

次に、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は農地として使用することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は１年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第５号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、１８，７０６㎡で、合計農地面積が、２２，７０６㎡となり、下限面積要件の２０アールを満たすこととなります。

第６号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第７号の地域調和要件ですが、耕作をすることで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 ８月の農業委員会の議案に出る予定でしたけど、書類の都合で今月になりました。正方形の大きな土地です。西側の方に食品工場、東側は住宅街でありまして、住宅の中の農地でございます。樹木は生えていませんでした。草が生えておりますけども、住宅街に入っている農地で野菜を作っている感じです。大型

農機でするには気を遣ってされると思いますけど近隣に迷惑がかかるんじゃないかなと思いました。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

議 長 濱田委員さんから周辺の方が心配をしているという事で、それについてはどう考えていますか。

事 務 局 現地立ち合いの時にもそのような意見がありましたので、Dさん本人に連絡をさせていただいて、そういった懸念もあるので十分に注意していただくというお話をご本人さんにさせていただきました。将来的にはDさんも農業に力を入れていかれるという事で担い手育成機構さんと絡んでいくことにもなりますので、こちらの方からもアプローチをかけていく事で、農地として適正な管理をお願いしていこうと思っております。

議 長 普及所や担い手育成機構に話をしてみるとは、どのような話をするのですか。

事 務 局 やり方については普及所からも指導が入りますので、そういった際に近隣の方に周知の方をするように普及所のほうからもお声掛けをしていただくようにうちの方からもお話をするようなことを考えています。許可が出た際にも、審議が議決がでて許可書を発送する際にも、もう一度改めて話をさせていただこうと考えています。

議 長 周辺の所有者の方達とトラブルにならないよう確認してもらいたい。

事 務 局 下限面積も要件として超えていて、農地として使われるという事になりますが、みなさんが懸念されている近隣住民とのことについて今後も引き続き、適正な農地管理、周辺に配慮した消毒、営農計画をしていただくという事でどうでしょうか。

議 長 いろいろとあるようですけど、事務局も言われたように耕作をする時に、近隣の住民と摩擦のないように営農しますと約束をしたうえで許可をする。今、言った内容でよろしいですか。議案に賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第42号、番号1～3号は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号4)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号4)

譲渡人は米子市夜見町のEさんで、譲受人が渡町のFさんです。

申請地を贈与により所有権移転し、農地として使用したいという申請内容です。土地の所在は、第三中学校グラウンドの北東に位置する境港市芝町、畑で1, 292㎡です。地図は6ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も農地として使用することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、6,061.27㎡で、合計農地面積が、6,541.27㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作をすることで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 場所は境三中の東側になるんですけど、耕作放棄地をFさんに任せますというような畑です。皆さんよろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。(番号4)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号4)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号5)の説明をお願いします。

事務局 (番号5)

譲渡人は米子市夜見町のEさんで、譲受人が馬場崎町のGさんです。

申請地を贈与により所有権移転し、農地として使用したいという申請内容です。土地の所在は、地図の 7 ページの場所で境港市芝町、田で 4 8 9 m²と竹内町、田で 3 2 3 m²です。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、現状荒廃農地となっておりませんが所有権移転後は農地として使用することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は 1 年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第 5 号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、1 5, 8 6 9. 0 0 m²で、合計農地面積が、1 6, 6 8 1 m²となり、下限面積要件の 2 0 アールを満たすこととなります。

第 6 号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、耕作をすることで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 芝町です。ここは場所がわかりにくいですが、荒れた畑を使うという事ですので皆さんよろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。それでは採決いたします。（番号 5）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、（番号 5）は、原案のとおり承認されました。続きまして（番号 6）の説明をお願いします。

事 務 局 （番号 6）

譲渡人は松江市美保関町の H さんで、譲受人が渡町の I さんです。

申請地を売買により所有権移転し、農地として使用したいという申請内容です。土地の所在は、地図の 8 ページの場所で境港市渡町、畑で 4 6 8 m²です。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、現状隣接地で営農しており所有権移転後は農地として使用することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は 1 年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第 5 号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が 1 5, 3 9 6 m²で、合計農地面積が、1 5, 8 6 4 m²となり、下限面積要件の 2 0 アールを満たすこととなります。

第 6 号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、耕作をすることで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 渡小学校の南側、耕作放棄地を I さんが購入して、ネギを作る事で、ちょっとでも耕作放棄地がなくなればいいと考えています。皆さんよろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。それでは採決いたします。(番号 6) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 6) は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第 4 3 号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第 4 4 号「農用地利用配分計画(案)について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 3 号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案の 9 ～ 1 0 ページです。

１３ページが総括表です。賃借権設定のみで、畑２筆、１，００６㎡です。

１０ページが利用権設定の各筆明細で機構契約になります。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。続きまして、議案第４４号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の１１～１２ページです。

これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、利用集積計画で機構に集積された農地について、全筆を配分するという配分計画案になっています。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。議案第４３号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第４３号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第４４号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第４４号は、原案のとおり承認されました。

（事務局から次の事項について報告）

報告第２６号 農地法第１８条第６項の規定による通知書

報告第２７号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

報告第２８号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

（事務局からその他項目について説明）

・今後の予定

○常設審議委員会（会長）

令和３年 ９月２２日（水）

○会長・事務局長会議（会長・事務局長）

令和３年 ９月２２日（水）

○会長協議会総会（会長） 令和３年 ９月２２日（水）

○第１１回境港市農業委員会総会（第１会議室）令和３年１０月１１日（月）

- ・ 農業委員会情報 市報１０月号「農地法の下限面積について」
「農地パトロールの実施について」 予定
- ・ 弓浜干拓地の営農基盤強化（グレードアップ）プランについて（概要説明）

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和３年第１０回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和３年９月１０日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
